

岐阜市畜産センター公園ドッグラン利用規則

岐阜市畜産センター公園指定管理者

昭和造園土木株式会社

岐阜市畜産センター公園管理事務所

180401 版

飼い犬と飼い主の皆様がのびのび遊べる場所としてご利用いただき飼い犬との絆を深めてもらうとともに、他の飼い主の皆様と楽しく交流を深め、共同利用施設でのルールや犬との暮らし方、マナー、しつけについても、このドッグランを利用して多くの情報を知っていただきたいと思っております。

多くの皆様が、快適かつ安全に楽しんでいただくために、利用規則を遵守していただきます。利用規則に反する飼い主の方には、利用をお断りする場合がございます。

- 1 **利用資格** 事前登録が済んでいること。
登録料は無料。登録条件については後述「7 登録方法」参照。
- 2 **利用日時** 9時00分～17時00分又は日没時刻のうち早い時刻。
定休日：毎週水曜日と12月28日～翌年の1月4日。
雨天・荒天の場合には、管理者の判断でお休みいたします。
なお、気象条件以外においても、イベント開催等により利用を制限又は中止する場合があります。
- 3 **設備内容** フリーゾーン：犬種・大きさを問わずに利用可。
中・小型犬ゾーン：体高40cm未満の犬限定。
- 4 **利用上の注意**
 - (1) お互いに協力し、秩序を乱さないこと。飼い主は飼い犬から目を離さないでください。
 - ・他の人や犬に危害を加える恐れのある犬は利用できません。
 - ・利用頭数の制限は行っていないですが、一人で複数頭のご利用時には特にご注意ください。
 - ・首輪などを取り付け、飼い犬の行動を制御することが可能な状態で利用しましょう。
 - ・リードをつけたまま入り、安全を確認して利用中の他の犬とお見合いさせましょう。
お見合いがうまくいったら、リードを外してのびのび運動させてあげましょう。
 - ・各ゾーン内においてのみリードを外すことができます。ただし、常に飼い主の命令がきける犬以外はリードを外さないでください。なおフレキシブルリード・ロングリードは利用できません。
 - ・飼い犬が、怖がっている犬を追いかけたり、吠え続けたり、他の犬にマウンティングをした際には速やかに止めてください。
 - (2) 飼い犬の健康について以下の事項を確認してください。
 - ・ノミ、ダニなどの外部寄生虫がないこと。
 - ・回虫、条虫などの消化器官内寄生虫がないこと。
 - ・皮膚疥癬などの伝染性の皮膚疾患が発症していないこと。

- ・メス犬で発情期間（出血開始～止血後2週間）でないこと。
- (3) 服装・持ち込みについて、以下の事項を守ってください。
- ・登録証を必ず身に付けてください。
首から下げる等、他の人から見える状態をお願いします。
 - ・犬に壊されたり汚されたりして困るものは、着用・持ち込みをしないでください。
 - ・ハイヒール・ローラーシューズ・硬い靴底の靴等、ケガの発生が予測されるもので入場しないでください。
 - ・遊び道具は、ボールなど柔らかい素材のものは使用可ですがfrisbeeディスクは禁止です。また、他の犬が誤飲・誤食する恐れがあるおもちゃも使用禁止です。
 - ・人・犬ともに飲食禁止・禁煙です。また、臭いの強いスプレー等も使わないでください。
 - ・ベビーカー・ドッグバギーでのご入場は危険ですのでお断りいたします。
- (4) マナー・排泄について、以下の事項を守ってください。
- ・エリア内に犬用のトイレはありません。お出かけ前に排便・排尿を済ませてください。
 - ・ドッグラン内で排尿した場合には速やかに水をかけ、排便した場合には速やかに取ってお持ち帰りください。気が付いていない飼い主さんを見かけたら、教えてあげましょう。
 - ・ブラッシング(毛づくろい)はしないでください。
 - ・お帰りの際には利用した場所をまわり、ごみやフンが落ちてないか確認し、落ちていた場合には、お持ち帰りください。
- (5) 営利目的の営業活動や、管理者の承認を受けない団体活動、布教活動、許可を受けていない雑誌・TVなどの取材・撮影、及び個人の肖像権に抵触する撮影はできません。
- (6) その他
- ・ご家族やグループでの利用も可能ですが、必ず登録者を含むようにしてください。
 - ・車椅子など介助が必要な方は、介助者と同伴でご利用ください。
 - ・犬以外のペットは利用できません。
 - ・混雑時は、管理者の判断により利用を制限する場合があります。
 - ・利用に際しては職員の指示に従ってください。なお指示に従っていただけない場合には、退場をお願いしたり、登録を抹消させていただく場合があります。

5 免責

ドッグランは犬の運動場です。犬との接触、飛びつきなどにより転倒・ケガの危険があります。事故のすべてにおいて自己の責任であることをご了承の上ご利用ください。ドッグラン内で起きたすべての事故・トラブルは、当事者同士で解決していただきます。

したがって、ケガなどをしても岐阜市及び公園指定管理者に対して損害賠償請求しないことをご了解ください。(人・犬のいずれも同様です。)

伝染性の疾病や皮膚疾患、内部・外部寄生虫に感染した場合の責任は負いません。

6 咬傷事故

犬に咬まれた場合又は飼い犬が人や犬を咬んだ場合には、必ず管理事務所にご報告ください。また、「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例」により、飼い犬が人を咬んだ場合、犬の飼い主は犬を登録してある市町村へ届け出ることが義務付けられています。

7 登録方法

- ・登録受付場所 岐阜市畜産センター公園 ビジターハウス 2F 公園管理事務所。
- ・受付日時 9時00分～17時00分
12月28日～翌年の1月4日を除く。
(犬を連れてビジターハウスに入館することはできません。玄関先のリードフックに繋いでからご入館ください。)
- ・登録条件 ①登録申請者として登録証を取得できるのは、原則として、犬の正式な所有者(犬鑑札登録時に所有者として登録されている人、以下所有者)で、20歳以上の方に限られます。
 - ・「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象団体に属する者、属することが疑われる者は、登録することができません。
 - ・所有者が、20歳未満の場合は、「所有者と同等の権利と義務を有している」20歳以上の方が、所有者の代理人として、申請してください。
 - ・また、20歳以上の所有者であっても、その所有者が、ドッグランに登録した犬を連れてこられない事情がある場合は、所有者が20才未満の場合と同様に、代理人による利用者登録ができます。
(所有者と代理人に各1枚登録証を発行できます。)
- ②飼い犬が、狂犬病予防法に基づく市町村への飼い犬登録がされており、申請日において、狂犬病予防注射及び犬のワクチン(5種以上)の有効期限内であること。
 - *ワクチンの5種とは、犬ジステンバー
犬伝染性肝炎
犬アデノウイルス2型感染症
犬パラインフルエンザ感染症
犬バルボウイルス感染症 のことです。
- ・登録料 無料
- ・登録有効期間 7月1日から翌年の6月30日まで
- ・登録に必要な書類
 1. 登録申請書。(公園管理事務所でお渡しいたします)
 2. 登録申請者又は代理人の本人確認ができるもの。
 3. 犬鑑札。(登録申請日に市町村への登録が済んでいることを証明する鑑札)
 4. 狂犬病予防注射済票。(当該年度の鑑札または登録申請日の1年前以内に狂犬病予防注射の接種が証明できるもの)
 5. 登録申請日において、ワクチン(5種以上)の有効期間内であることを証明できるもの。
 - *ワクチンの5種とは、犬ジステンバー
犬伝染性肝炎
犬アデノウイルス2型感染症

犬パラインフルエンザ感染症
犬バルボウイルス感染症 のことです。

※2.3.4.5は実物を確認させていただきます。

※次年度の登録は、6月1日(休日の場合は翌日)から行います。なお、利用規則の変更内容が広く周知徹底するまでのしばらくの間は、4月1日から登録を受け付け、有効期間を登録日から翌年の6月30日とします。

8 その他

- 1 この利用規則に定めのない事項については、岐阜市畜産センター公園の指定管理者である昭和造園株式会社が決定し、利用者は、決定事項を守らなければなりません。
- 2 利用規則を守れない登録者及び虚偽の申請による利用登録は、管理者の判断により利用登録を抹消することがあります。

附 則

この利用規約は、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この利用規約は、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この利用規則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この利用規則は、平成30年4月1日から平成34年3月31日まで適用する。